

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部住民情報担当 (6 2 0 8 - 7 3 3 8)
処分担当名	区役所住民情報担当
処分の名称	印鑑登録証明申請
概 要	印鑑証明制度は、経済取引などにおいて極めて重要な役割をしており、この制度の公正な運用を図るため、必要な事項を印鑑条例において定めたものです。 印鑑登録証明書は、印鑑登録した者にかかる印章について、印鑑登録原票に登録されていること及びその印影を証明するものであり、本人の意思を確認する手段として、印鑑登録証を交付していることから、申請書の提出とともに、同証の提示を義務付けています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑条例(昭和49年12月21日 条例第82号) 第12条、第13条、第14条、第15条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&SY SID=150&FNM=v8000193042001011.html) ・ 印鑑条例施行規則(昭和49年12月21日 規則第131号) 第11条、第12条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&SY SID=151&FNM=v8000194042001011.html)
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証の提示があること ・ 印鑑条例施行規則第11条に基づき、申請が行われていること ・ 当該申請書及び印鑑登録証の記載事項と印鑑登録原票の登録事項を照合し、相違がないこと <p>印鑑条例施行規則第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録を受けている者の住所、氏名、生年月日及び男女の別 ・ 登録番号 ・ 代理人により申請を行う場合は、代理人の住所及び氏名 ・ 交付を請求する証明書の枚数
標準処理期間	即日
経由日数	0
提出先	区役所住民情報担当
提出時期	任意
提出方法	次の書類を住民登録がある区役所住民情報担当へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書申請書 ・ 印鑑登録証
手数料	無料
相談窓口	区役所住民情報担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html
備 考	